

起業したいの そのいい 思いつく！ ともに叶えましょう！



起業を応援する2つの制度があります。

スタートアップ創出促進保証制度

担保
不要

保証人
不要

保証限度額
3,500万円

創業関連保証

担保
不要

信用保証料率
年**0.80%**

保証限度額
3,500万円

ともに、その先へ。



新潟県信用保証協会
NIIGATA GUARANTEE

担保・保証人なしで 創業融資を受けられる

スタートアップ創出促進保証制度

もしも創業がうまくいかず、事業が挫折しても、経営者の財産の補填はなく、それまでの生活を維持できます。不安を少なく、新しいチャレンジを後押しする、国が支援する制度です。

【制度利用要件】

- ① 創業者の方、確定申告がまだの方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です。
- ② 法人設立から3年目と5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けていただきます。

信用保証料率を なるべく下げたい！

創業関連保証

信用保証料率が年0.80%と、より割安で創業資金を確保できます。自己資金の確保、ガバナンス体制の確認は必要ありません。

創業資金の確保のハードルを下げ、「創業したい!」、「社会に新しい商品やサービスを提供したい!」、そんなチャレンジを応援する制度です。

私たちが創業を
サポートさせていただいた
創業者の方々をご紹介します！

冊子もあります！



	スタートアップ創出促進保証制度	創業関連保証
対象となる方	①事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的な計画をお持ちの方 ②分社化により新たに会社を設立し、事業を開始する具体的な計画をお持ちの会社 ③事業を営んでいなかった個人が設立し、設立後5年未満の会社 ④分社化により設立し、設立後5年未満の会社 ⑤法人成り企業で、個人創業時から5年未満の会社	①事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画をお持ちの方 ②事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的な計画をお持ちの方 ③分社化により新たに会社を設立し、事業を開始する具体的な計画をお持ちの会社 ④創業後5年未満の個人事業主の方 ⑤事業を営んでいなかった個人が設立し、設立後5年未満の会社 ⑥分社化により設立し、設立後5年未満の会社 ⑦法人成り企業で、個人創業時から5年未満の会社
保証限度額	3,500万円 ※創業関連保証及び再挑戦支援保証と合算	3,500万円 ※スタートアップ創出促進保証及び再挑戦支援保証と合算
保証期間	10年以内（据置期間1年または3年以内）	10年以内（据置期間1年以内）
信用保証料率	年1.00%	年0.80%
担保	不要	不要
保証人	不要	必要となる場合があります

●審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。

お問い合わせ・ご相談はお気軽にお近くの新潟県信用保証協会へ



本店営業部

保証第一課
☎025-210-5151

保証第二課
☎025-210-5152

保証第三課
☎025-210-5150

長岡支店

保証第一課、保証第二課
☎0258-35-5714

県央支店

保証課
☎0256-33-6661

上越支店

☎025-523-7225

佐渡支店

☎0259-57-2011

新潟 信用保証



ともに、その先へ。

新潟県信用保証協会
NIIGATA GUARANTEE



2025.3